

第6章 バイオマス活用の推進に向けた取組み (愛媛県バイオマス活用推進計画)

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の目的及び位置付け

バイオマスは、温室効果ガスを増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有する持続的に再生可能な資源であり、本県の豊富なバイオマス資源が多様な主体によって活用されることが必要である。

そのため、本県では、平成16年6月に策定した「えひめバイオマス利活用マスタープラン」を踏まえ、平成24年6月に「愛媛県バイオマス活用推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、バイオマスの更なる利活用の推進を図ってきたところである。また、関係機関・団体間の情報交換及び連携を促進するため、平成16年11月に「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設立するなど、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築に取り組んできた。

地球温暖化対策として、バイオマスの活用が期待される中、新たに本計画により、今後のバイオマス活用の方向性を示し、関係部局と連携してバイオマスの更なる活用を推進する。また、本章をバイオマス活用推進基本法第21条の規定による「愛媛県バイオマス活用推進計画」として位置付ける。

2 バイオマス活用に関する基本的な視点

2-1 地球温暖化の防止

バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有していることから、バイオマスの活用を推進し、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマス由来のものに代替することにより、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止に貢献する。

2-2 循環型社会の形成

従来の化石資源に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、温室効果ガスの排出による地球温暖化や自然環境破壊を引き起す要因となっており、県民一人一人がライフスタイルを見直し、廃棄物の発生を抑制し、再生可能な資源であるバイオマスの活用を推進することで、持続的発展が可能な循環型社会への移行を促進していく。

2-3 農山漁村の活性化

農山漁村に豊富に存在するバイオマスの活用を、農林水産業と関連産業との連携・融合により、新たなビジネスモデルを創出する「6次産業化」の取組みとして捉え、農山漁村における付加価値や雇用機会の創出、所得の確保を促進し、農山漁村の活性化を実現する。

3 バイオマスの特徴及び種類等

3-1 バイオマスの特徴

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」である。バイオマスは、太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源である。

バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出、地域活性化などにつながることを期待されている。

3-2 バイオマスの種類

<u>廃棄物系バイオマス</u>	<u>未利用系バイオマス</u>
・家畜排せつ物 ・下水汚泥 ・紙 ・黒液 ・食品廃棄物 ・製材工場等残材、建設発生木材	・林地残材 ・農作物非食部 (稲わら、麦わら、もみがらなど)

図 6-1-1 バイオマスの種類

第2節 現状及び目標達成状況

1 前計画の目標達成状況

前計画におけるバイオマス活用目標の達成状況は次のとおりである。

表 6-2-1 バイオマス活用目標の達成状況

バイオマスの種類		計画策定時 平成 20～22 年度 【活用率】	中間評価時 平成 24～28 年度 【活用率】	令和 3 年度見込み 【活用率】	令和 3 年度目標 【活用率】
廃棄物系	家畜排せつ物	96.6%	96.5%	96.7%	約 97%
	下水汚泥	31.0%	43.7%	53.9%	約 85%
	紙	78.2%	81.6%	83.8%	約 85%
	黒液	100.0%	100.0%	100.0%	約 100%
	食品廃棄物	47.9%	72.5%	83.1%	約 85%
未利用系	木質	製材工場等残材	100.0%	100.0%	約 100%
		建設発生木材	84.3%	88.6%	約 90%
		林地残材	3.1%	28.4%	約 30%
	農作物 非食用部	稲わら	100.0%	100.0%	約 100%
		もみがら	84.2%	81.3%	約 90%

(1) 家畜排せつ物

直近（令和元年度）の発生量は 670.6 千トン、活用量は 647.6 千トンで、活用率は 96.6%であった。また、これまでの実績値から、令和 3 年度の活用率は 96.7%と推計される。

前計画策定時（平成 22 年度）から既に高い活用率を示しており、概ね目標と同程度の活用率を維持している。

(2) 下水汚泥

前計画の中間評価時（平成 28 年度）から、年々活用率は増加しており、直近（令和元年度）の発生量は 14.4 千トン、活用量は 7.1 千トンで、活用率は 49.2%であった。また、これまでの実績から、令和 3 年度の活用率は 53.9%と推計される。

計画策定時から、大きく活用率が増加したものの、現時点では、目標の 85%とは大きな開きがある。

(3) 紙

直近（令和 2 年度）の発生量は 233.9 千トン、活用量は 197.4 千トンで、活用率は 84.4%であった。また、これまでの実績値から、令和 3 年度の活用率は 83.8%と推計される。

回収されたものは、再生紙としてほぼ 100%活用されており、活用率は徐々に増加している。

(4) 黒液

直近（令和2年度）の発生量は1,634.0千トン、活用量は1,634.0千トンで、活用率は100%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率も100%と推計される。

黒液は、パルプ生産工程で木材チップに含まれるリグニンを主とした製紙廃液で、従前より、大手製紙工場のエネルギー源として他のボイラー燃料と合わせて熱利用され、事業所内でほぼ100%活用されている。

(5) 食品廃棄物

直近（令和元年度）の発生量は64.8千トン、活用量は53.1千トンで、活用率は82.0%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は83.1%と推計される。

リサイクル業者と連携した飼料化や堆肥化などの取り組みが行われるなど、中間評価時に比べ徐々に活用率は増加している。

(6) 木質

① 製材工場等残材

直近（令和元年度）の発生量は186.0千トン、活用量は186.0千トンで、活用率は100%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率も100%と推計される。

原木の流通、製材など加工工程において発生する端材、木くず、かんなくず、樹皮などの残材で製材工場残材については、従前より、チップ化して製紙原料として活用されるほか、木質ペレットなどの燃料、家畜敷料などにほぼ100%活用されている。

② 建設発生木材

直近（平成30年度）の発生量は61.2千トン、活用量は58.8千トンで、活用率は96.1%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は94.3%と推計される。

建設発生木材は、解体工事など工事過程から発生する廃材であり、一部は建設事業者が所有するリサイクル施設で、また、多くは廃棄物処理事業者によってチップ化され、製紙工場や発電所で燃料として活用されている。

③ 林地残材

直近（令和元年度）の発生量は244.8千トン、活用量は58.4千トンで、活用率は23.9%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は28.4%と推計される。

林地残材は、計画策定時及び中間評価時の活用率は、それぞれ3.1%と3.5%と低い値であったが、木質バイオマス発電施設の稼働等もあり、最近では活用率に改善が見られる。

(7) 農作物非食用部

① 稲わら

直近（令和元年度）の発生量は83.7千トン、活用量は83.7千トンで、活用率は100%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率も100%と推計される。

稲わらについては、従前より、ほ場へのすき込みのほか、畜産への活用などにより、全量が活用されている。

② もみがら

直近（令和元年度）の発生量は16.0千トン、活用量は12.8千トンで、活用率は79.7%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は81.3%と推計される。なお、もみがらについては、計画策定時から、活用率にあまり変化が見られない。

(8) その他のバイオマス

その他のバイオマスの状況は、次のとおり。

① 生ごみ

家庭から排出される生ごみ（家庭系一般廃棄物）、食料品小売業などの事業所から排出される生ごみ（事業系一般廃棄物）は、利用可能なまでの分別が行われていないため、発生量の把握は困難で、そのほとんどが焼却されているが、一部の市町で堆肥化する取り組みが行われている。

また、松山市では、その堆肥を使って栽培した農作物をスーパーで販売することで「食のリサイクルループ」を構築している。

② 使用済み天ぷら油

県内19市町が回収に取り組んでおり、令和2年度は約92kℓが回収され、回収された使用済み天ぷら油からは、バイオディーゼル燃料がつくられ、ディーゼル車やボイラーなどの燃料として利用されている。

また、事業所から排出される使用済み天ぷら油は、回収量は不明であるが、ほとんどが回収業者などにより回収され、飼料や石けんなどに活用されている。

③ 竹

竹については、一部の地域で竹炭や竹酢液、堆肥としての活用が見られるほか、県も独自に飼料化の試験研究に取り組み、給餌に問題がないことを確認しているが、実用化に向けては竹材の伐採搬出コストの削減、安定供給体制の構築など多くの課題がある。

④ 水産業関係のバイオマス

水産業から発生する魚のあらや、養殖魚の死魚、アコヤガイ廃貝などの発生量は既存の統計資料もないこと、推計方法により推計値が大きく異なるため不明であるが、その一部が良質な肥料・飼料として活用されている。近年、安価な肥料・飼料の活用や製造設備の老朽化などにより、その活用量は減少傾向にある。アコヤガイ廃貝などは、土壌改良剤としての活用のほか、最近では魚礁部材、化粧品や菓子の添加物などに活用されている。

2 バイオマス活用の課題

バイオマスは、「動植物に由来する有機性資源」であり、その多くは「地域に広く薄く存在する」という特性がある。バイオマスを活用するうえでは、その特性から、発生量の変化、収集・運搬、製造などにかかるコストの2点が特に大きな課題となっている。

(1) 発生量の変化

バイオマスは、自然的・時期的要因などによって発生量が一定ではない。農林水産業から発生するバイオマスでは、収穫時期や気候の影響などにより発生量が大きく変化する。

る場合がある。また、製造業において発生するバイオマスは、工場の操業度や事業活動によって増減するものであり、景気の好不況の影響を受けることも少なくない。

バイオマス発生量の変化に伴って、バイオマスから製造した燃料や製品などの供給量が増減し、安定供給ができないため、製造設備の運用や需要先の確保が難しくなっている。

(2) バイオマス活用のコスト

多くのバイオマスの「地域に広く薄く存在する」という特性から、資源として活用するために一定量を収集し、運搬するにはコストがかかることが大きな課題となっている。

また、石油から製品を製造する場合などに比べると、バイオマスを活用する場合には、適正な分別の後、複雑な工程で製品化することが多く、製造に要するコストも大きくなる場合が多い。

さらに、製造工程から発生する廃水及び残さなどを処理するコストも発生するため、バイオマス活用製品の価格が一般的に高くなり、普及が進まない要因となっている。

第3節 計画の方向性

Ⅰ バイオマス活用の基本方針

Ⅰ-Ⅰ 基本方針Ⅰ:みんなでバイオマス

県内各地で、県民から使用済み天ぷら油などを回収し、活用する取組みが行われているが、今後、更にバイオマス活用を推進するためには、県民・NPO・事業者・行政が協働して、バイオマス活用の取組みを県全域に、みんなの取組みとして拡大・進展させることが必要である。

県民・事業者の「バイオマス活用」「バイオマス製品」「バイオマス施設」への理解を深める。



県民・NPO・事業者・行政が協働してバイオマスの活用を進める。

- 施策1：バイオマス活用に参加しよう
- 施策2：バイオマスを使おう
- 施策3：バイオマスをもっと知ろう
- 施策4：県・市町で連携しよう

Ⅰ-2 基本方針2:広げようバイオマス

バイオマス活用の取組みは県内各地で進められており、家畜排せつ物の肥料化、製材工場等残材の燃料利用・製紙原料利用、林地残材の木質ペレット製造や石炭との混焼発電、木質バイオマス発電への利用、使用済み天ぷら油からのバイオディーゼル燃料製造のほか、食品加工残渣や下水汚泥のバイオガス発電への利用などが行われているが、今後、更にバイオマス活用を推進するためには、少しずつでも着実にバイオマス活用を増やしていくことが重要である。

バイオマスを活用する「人」「地域」「もの」を着実に広げる。



バイオマスの活用を着実に広げる。

- 施策5：食品廃棄物・農作物非食用部の活用
- 施策6：木質バイオマスの活用
- 施策7：水産業関係のバイオマスの活用
- 施策8：その他のバイオマスの活用

Ⅰ-3 基本方針3:チャレンジしようバイオマス

県内各地のバイオマス活用の取組みを拡大、進展させていくためには、既存の取組みの拡充とともに、新たな技術や活用システムなど「新しい形での活用」を効率よく取り入れ、伸ばしていくことが必要になる。バイオマス活用の将来を見据えた「挑戦の姿勢」を持って、新たな技術やシステムの開発を推進する。

バイオマス活用の「新たな技術開発」「新たなシステムづくり」を進める。



新たな方法による「バイオマス活用」に取り組む。

施策9：エネルギーへの活用

施策10：新たな挑戦

2 バイオマス活用の施策

2-1 基本方針1：みんなでバイオマス

【施策1】バイオマス活用に参加しよう

- ホームページや各種イベントによる情報提供、環境学習の開催など、様々な機会を通じて普及啓発に努めることにより、県民・事業者のバイオマス活用に関する理解と関心を深め、バイオマス活用への参加を推進する。
- 県民参加への働きかけが進んでいる使用済み天ぷら油などのバイオマス回収についての広報や回収拠点の増加など、県民がバイオマス活用により参加しやすい環境の整備を目指す。
- 事業者には、J-クレジット制度、バイオマス活用の支援制度などの情報提供を行い、その活用を働きかける。

【施策2】バイオマスを使おう

- 県内では、県が優良リサイクル製品として認定した製品など多くのバイオマス製品が販売されている。これらのバイオマス製品への県民の理解を深め、普及を促進するため、情報発信に努める。
- 廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、県内事業者による廃棄物系バイオマス利活用設備等の導入を支援する。
- 競合する化石資源由来の製品等との差別化を進め、バイオマスの更なる有効活用を図るため、耐熱性や耐衝撃性等の高いバイオプラスチックの創出や下水汚泥由来の水素ガスの製造・利用方法の確立など、付加価値の高い製品や燃料の製造技術に関する研究開発を推進する。

【施策3】バイオマスをもっと知ろう

- バイオマス施設マップ(所在地・施設の概要・施設見学の方法・連絡先など)やバイオマス施設ツアーモデルルートを作成し、ホームページで公開するなど、バイオマス施設に関する情報発信を充実させ、県民のバイオマス施設見学を促進し、バイオマス活用への一層の理解を求める。

【施策4】県・市町で連携しよう

- 県・市町は、連携会議を行うなどしてバイオマス活用の情報を共有し、連携して、バイオマス活用に取り組む。
- 県や各市町の取組みを繋げたり、広げたりして、バイオマス活用の広域化を目指し、面的な広がりによる効率的なバイオマス活用を図る。

2-2 基本方針2: 広げようバイオマス

【施策5】食品廃棄物・農作物非食用部の活用

- 食品加工残渣等を利用して飼料を製造するエコフィードの取組みは、資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上にもつながることから、その利用促進を図る。
- 飼料としても処理されず、廃棄されてしまう古米や碎米を原料したバイオマスプラスチックや、温州みかんの搾汁残渣を使用した機能性食品が開発されるなど、食品廃棄物を利用する新たな取組みが進んでいることから、これらの取組みを後押しすることにより、利用率向上を図る。
- 稲わら、もみがらなど農作物非食用部は、ほ場においてすき込みなどにより農地に還元されているが、バイオマスとしてより高度な活用方法を検討する余地がある。
- 利用率向上のためにも、他の業種と比べて再生利用等実施率の低い外食産業における、食べ残しなどの食品ロスの削減に向け、飲食店やホテル、県民への普及啓発等に取り組む。

【施策6】木質バイオマスの活用

- 製材工場等残材は、製紙や燃料用のチップ、ペレットなどとして、建設発生木材は、燃料用のチップなどとして活用されており、引き続き同様に活用する。
- 林地残材は、その多くが未利用となっていることから、間伐などの森林施業の集約化や路網の整備、機械化の促進により搬出コストを削減するとともに、ペレットやチップなどの製造施設の整備を促すことにより安定供給体制を構築するほか、採算が合わず放置されている不定形な林地残材の活用を支援することにより、木質バイオマス発電施設や木質ペレットへの活用を促進する。さらに、市や町を超えた広域的な連携により木質バイオマスの需給バランスの適正化を図る。
- 新たな産業資材として期待されているセルロースナノファイバー、及び加工性に優れた様々な樹脂等の石油由来製品の代替として利用できる改質リグニンの実用化に向けた技術開発等の木質バイオマスのマテリアル利用技術の開発を推進する。
- J-クレジット制度やその他バイオマス活用の支援制度や森林施業に対する助成制度の情報提供、県内の木材を活用した製品の情報発信などにより、木質バイオマス活用の推進を図る。
- 竹については、活用がほとんど進んでいないため、新たな活用策を含め、検討を続ける。

【施策7】水産業関係のバイオマスの活用

- 水産業から発生するバイオマスは、肥料・飼料として活用されているが、近年、その活用量は減少傾向にあることから、水産業から発生するバイオマスが引き続き活用されるよう、新製品・新技術の開発や低コスト化に向けた試験・研究の推進、地域連携等により活用推進を図る。
- アコヤガイ廃貝などは、魚礁部材、化粧品や菓子の添加物などに活用されており、県内外への情報発信、販売促進を充実させ、取組みの進展を図る。

【施策8】その他のバイオマスの活用

- 家畜排せつ物、紙、黒液については、活用方法もほぼ確立され、利用率も高いことから、現在の活用方法を引き続き着実に推進する。

2-3 基本方針3:チャレンジしようバイオマス

【施策9】エネルギーへの活用

- 県内においてバイオマスは、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、木質バイオマス発電、木質ペレットなどのエネルギーとして活用する取組みが行われている。これらの取組みについては、広域化、利用設備の普及などを進め、バイオマスのエネルギーへの活用の一層の進展を図る。
- 環境問題に対する意識の高まりや、エネルギー政策の転換などの動きを背景にして、バイオマスエネルギーへの関心と必要性が高まっており、新たな取組みとして、藻類からのバイオディーゼル燃料製造、下水汚泥などのエネルギー活用、食品廃棄物などからのバイオガス生産などについて、技術動向を勘案しながら効果的な推進方法や導入の可能性を検討していく。
- 県が優良循環型事業所として認定した(株)フジデリカ・クオリティでのバイオガス発電の取組みや、とべ動物園でのバイオガス発電設備等の導入検討の成果を踏まえ、県内の食品加工業者、農林水産業者、廃棄物処理業者等への導入促進を図る。

【施策10】新たな挑戦

- 化石資源由来の既存製品等からバイオマス由来の製品への代替を進める「バイオマス・リファイナリー」の構築を進めるため、バイオマスのマテリアル利用を進めていくために必要な変換技術等の研究開発を推進していくとともに、具体的な製品の開発支援や普及促進を図るなど、バイオマス活用に関わる新たな研究・開発を推進することにより、既存バイオマス活用技術の低コスト化、活用率の向上、新たな産業の創出、新製品開発などによる地域活性化を目指す。

第4節 活用目標等

1 目標年度

目標年度は、令和7年度とする。

2 バイオマスの種類ごとの目標活用率

目標年度におけるバイオマスごとの目標活用率を下表のとおりとし、目標達成に向けて、バイオマスの活用を引き続き推進する。

表 6-4-1 バイオマスの目標活用率

バイオマスの種類			令和３年度 【活用見込】	令和３年度 【前計画目標】	令和７年度 【目標】
廃棄物系	家畜排せつ物		96.7%	約 97%	約 98%
	下水汚泥		53.9%	約 85%	約 85%
	紙		83.8%	約 85%	約 100%
	黒液		100.0%	約 100%	約 100%
	食品廃棄物		83.1%	約 85%	約 89%
	木質	製材工場等残材	100.0%	約 100%	約 100%
建設発生木材		94.3%	約 90%	約 96%	
		林地残材	28.4%	約 30%	約 30%
未利用系	農作物	稲わら	100.0%	約 100%	約 100%
	非食用部	もみがら	81.3%	約 90%	約 90%

(1) 活用されているバイオマス

黒液、製材工場残材、稲わらについてはほぼ全量が利用されており、引き続き活用をしていく。

(2) 順調に活用されているバイオマス

家畜排せつ物、下水汚泥、紙、食品廃棄物、建設発生木材、もみがらについては、順調に活用がされており、今後も引き続き活用を推進していく。

また、食品廃棄物については順調に活用率が増加していること、建設発生木材については、既に目標としていた90%以上の活用が進んでいること、また、家畜排せつ物と紙についても、目標値に近い活用実績を示していることから、更に目標を上積みして今後の活用を推進していく。

(3) 活用を推進していくバイオマス

林地残材については、平成30年1月に愛媛県で初となる木質バイオマス発電の運転が開始されるなど、従来進んでいなかった林地残材の活用の推進が図られているところであり、活用率も増加していることから、引き続き、県においても搬出路網などの基盤整備を推進し、林地残材の活用を着実に進展していく。

第5節 計画の推進

1 推進体制

バイオマス活用を県民みんなの取り組みとして効果的に拡大していくためには、県民・NPO・事業者・市町・県がバイオマス活用の意義と目標を共有し、それぞれの立場で積極的に取り組みを実践するとともに、協働して推進していくことが必要である。

このため、県では、平成16年6月に「えひめバイオマス利活用マスタープラン」策定後、同年11月に「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設立し、マスタープランの推進に取り組んできたところであり、本計画の推進体制においても、同協議会を中心に、県民・NPO・事業者・市町・県が密接に協働、連携して、バイオマス活用を推進していくものとする。

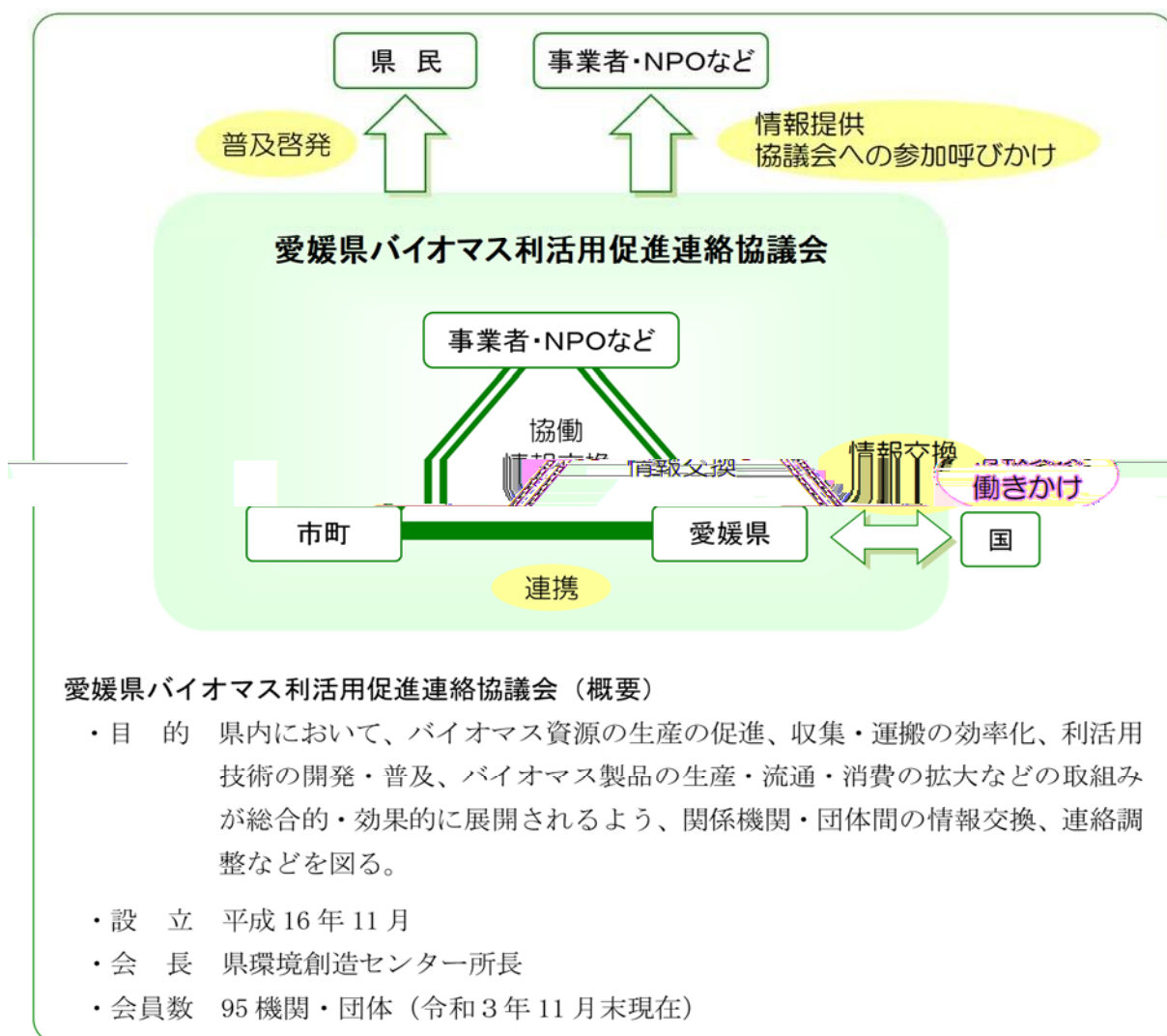


図 6-5-1 愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会の概要

2 各主体の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが、バイオマスに関する理解と関心を深め、その活用の取り組みに、積極的に参加、協力することに努めるものとする。

(2) NPO

バイオマス活用の取組みを進めるNPOなどの民間団体は、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加し、県・市町・事業者などと協働、情報交換を行いながら、バイオマスの活用に資する自律的な活動を行うことが期待される。

(3) 事業者

- ・バイオマス活用について、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加し、県・市町・NPOなどと協働、情報交換に努めるものとする。
- ・家畜排せつ物や食品廃棄物等のバイオマスのメタン発酵技術を用いたバイオガス化、回収された廃食用油等のバイオディーゼル燃料の生産、未利用間伐材等の木質チップ燃料化及びペレット燃料化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。
- ・バイオマスの活用について、新たな技術などの情報収集を行い、他の事業者との協働による効果的な実施について検討することに努めるものとする。
- ・地域におけるバイオマス活用の取組みに、積極的に参加、協力することに努めるものとする。

(4) 市町

- ・県と連携して、事業者・NPOなどと協働、情報交換に努めるものとする。
- ・県・他の市町と連携して、県民への普及啓発、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加していない事業者・NPOなどに協議会参加を呼びかけるとともに、情報提供に努めるものとする。
- ・県・他の市町と連携して、バイオマス活用の広域化に努めるものとする。
- ・下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点として、固形燃料化やバイオガス発電等による下水汚泥の化石燃料代替エネルギー源としての活用や、下水汚泥を肥料として再生利用する取組み、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。
- ・バイオマス活用推進計画などに基づいて、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組み、地域におけるバイオマス活用の中心的役割を果たすよう努めるものとする。

(5) 県

- ・市町と連携して、事業者・NPOなどと協働、情報交換に努める。
- ・市町と連携して、県民への普及啓発、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加していない事業者・NPOなどに協議会参加を呼びかけるとともに、情報提供に努める。
- ・市町と連携して、バイオマス活用の広域化に努める。
- ・同協議会の運営を行い、関係者の円滑な連携の調整に努める。
- ・県・市町連携において、関係者の円滑な連携の調整に努める。
- ・県試験研究機関において、大学・事業者などと協働して、バイオマス活用に関する試験・研究に努める。

- ・国との情報交換や国へのバイオマス活用に資する要望などに努める。
- ・バイオマス施策に係る県庁内部の関係者の円滑な調整・連携に努める。

3 進捗管理

バイオマスの種類ごとに、適時、利活用の進捗状況を把握するとともに、本計画の最終年度には活用率の目標と達成状況について検証を行う。